

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第228回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、湯山地区の清水委員と、北条地区の野村委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、久谷地区の丹生谷推進委員と、粟井地区の松本推進委員に御出席を願っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号の9件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和4年10月26日～令和4年11月25日までに専決処理した案件は4条届出が5件、5条届出が15件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者に貸すとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p>

	<p>4番、本件は、強化促進法により、令和元年5月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者に貸すとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、譲受人は、農業適格法人でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、譲受人は、農地約95アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございま</p>

す。

4番、5番は、関連がございますので、併せて御説明いたします。

まず、4番の譲受人は、農地約93アールを耕作する農家でございます。また、5番の譲受人は、農地約187アールを耕作する農家でございます。

4番と5番は、交換による所有権移転で、お互いに耕作利便となることから、交換するものでございます。

6番、譲受人は、農地約95アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。

7番、8番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約1アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得及び借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アール越えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9番、10番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得及び借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は、農地約424アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

寺井克之会長

以上で事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

許可後の経営面積が30アール以上となる案件が7番、8番の併用案件の2件で、新規農業の案件が1番と2番と9番、10番の併用案件の4件であります。

それでは、1番の案件は、所在地が伊台地区でありますので、湯山地区の清水委員から説明をお願いします。

清水憲治委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、伊台地区の農地を借り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、2番の案件は、所在地が小野地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。</p>
宮内祥二郎委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、この度、小野地区にて新たに農地を取得し、水稻、季節野菜、柑橘などを生産し、農地の維持、後継者の確保、事業拡大のため、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、地元の方々のお力も借りながら、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、7番、8番の併用案件は、所在地が立岩地区でありますので、西垣委員から説明をお願いします。</p>
西垣政美委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は農地192平米を耕作する農業者であります。</p> <p>この度、立岩地区にて農地を取得及び借上げ農業経営の規模拡大を図るために申請に及んだものでございます。</p>

	<p>農作業の経験も豊富であり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、9番、10番の併用案件は、所在地が栗井地区でありますので、松本推進委員から説明をお願いします。</p>
松本茂樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました9番、10番の併用案件について、申請人は小川地区内にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得・賃貸借し、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請人は、地域交流を深める中で、住居に隣接する農地所有者から譲り渡しの話があり、以前から関心のあった季節野菜や果樹栽培を始めようとするもので、地域の農業者の指導や支援を受けながら真剣に農業を営む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p>

	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約62アールを耕作する農家でございます。</p> <p>昭和54年10月頃及び平成元年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を農家住宅の敷地として拡張し利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、市内北梅本町に居住しております。譲受人所有の宅地は幅員1.1メートルの里道しかなく、建築基準法上の接道にもならないため家屋の建替え</p>

もできない状態にあることから、今般、宅地に隣接する本申請地を取得し進入路として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、土木工事業などを主な業務とする法人であります。既存の資材置場が無く何かと業務に支障をきたしていることから、今般本申請地を取得し運搬用トラックなどの業務用車両及び単管・削孔機械等を置く、露天資材置場・露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本件申請地は平成 23 年頃より農地法の許可を得ず、露天資材置場・露天駐車場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件譲受人は父親と同居し、農地約 60 アールを耕作する農家の後継者であります。今般、議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございます。

この度、事業拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

なお、本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5 番、本件受人は、貨物自動車運送業を主な業務とする法人でございます。

賃借している社用・従業員用の駐車場を返却しないといけないことから、早急に新たな露天駐車場を確保しないと事業に支障が生じることから、この度、既存の露天駐車場に隣接する本申請地を取得し、既存の露天駐車場と一体で社用及び従業員用の車両を置く、露天駐車場として利用したいとしております。

	<p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>4番と5番の案件は、1,000平米を超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、丹生谷推進委員から説明をお願いします。</p>
丹生谷博一推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に太陽光発電設備による売電業務を行っている会社です。</p> <p>この度、事業拡大のため、立地条件に優れた本申請地を取得し、利用したく申請に及んだものです。施工後の維持管理や被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>続きまして、議案第6号、5番を説明させていただきます。</p> <p>この案件につきましても、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に運送業を行っている会社です。</p> <p>この度、近隣に借りている駐車所を返還することとなり、早急に駐車場の確保が必要となったため既存施設の近隣である本申請地を取得し、利用したく申請に及んだものです。施工後の維持管理や被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「令和4年度第9号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日の案件20件のうち、使用貸借権の設定は26筆、賃借権10筆、所有権移転が2筆で、設定総面積は3万5,846.06平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が15筆、更新が21筆、売買が2筆となっています。</p> <p>番号2～番号4の譲受人は、約203アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権と賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号5の譲受人は、約33アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号7と番号10の譲受人は、約57アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号9の譲受人は、約901アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号11と番号12の譲受人は、約126アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号20の譲受人は、約85アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>なお、公告日は、令和4年12月16日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしくをお願いします。</p>

寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件としております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>伊賀上大輔副主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和4年10月26日～令和4年11月25日までに専決処理した案件は22件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案9件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あればお願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>まず1点目ですが、「令和5年度版 農業委員会手帳」ができましたのでお配りしておりますので、日々の活動にご活用ください。</p>

あと、今年も農業者年金普及啓発のラジオ広告が、11月下旬から南海放送で始まりましたのでお知らせします。

次に、農地の利用状況調査についてお願いがございます。お手元の封筒をご覧ください。

今年も暑い中での現地調査、大変お疲れ様でした。この調査結果をもとに、遊休農地対策の次の段階である「利用意向調査」を行うこととなります。これは、緑区分の遊休農地の所有者に対して、今後の農地利用の意向を確認するためのもので、送付件数は58件、85筆、1月4日に発送を予定しております。

なお、調査票の発送前に、状況が改善されている農地もあるかと思われませんが、今後の農地利用の意向を確認するためにも送付いたします。

それでは、お手元にお配りしている資料をご覧ください。送付する書類の見本と、該当する地区の委員には、対象者リストをお配りしております。

今般の利用状況調査において、登記がなされているにも関わらず農業委員会への届け出がなされていない農地が散見されたことから、該当者には農地法第3条の3第1項の届出書を調査票に同封して送付いたします。該当者については「利用意向調査の対象者名簿」の備考欄に「3-3未提出」と記載し、黄色のマーカをしておりますのでご確認ください。

皆様もご存じだとは思いますが、令和5年4月から相続登記が義務化されることから、相続登記したにも関わらず農業委員会への届出を失念される相続人の方も増えてくると思いますので、地域の会合等において農業者の皆様へ御周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、「利用意向調査」と併せて、所有者からお問い合わせ等ございましたら、御対応をお願いいたします。

次に、コロナ化で2年間に渡り開催延期になっておりました、四国県都四市農業委員会会長協議会ですが、先月の18日に無事開催することができましたことを御報告いたします。なお会長ほか役員の皆様、ありがとうございました。

次に、農業委員会委員研修会の開催を来年1月31日火曜日に予定しております。日程が近づきましたら、改めて皆様へ御案内をさせていただく予定です。

なお、当日の研修会では、農業委員・推進委員の改選に向けて、日程や募集要項などについても御説明させていただきたいと思っております。

また、改選にあたりましては、国から第5次「男女共同参画」ということで、強

く女性の農業委員参画、これを言われておりますので、女性の皆様に対して、農業委員及び推進委員への啓発について、御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第228回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時02分閉会